

# 第24回 福岡市都市景観審議会



令和7年8月18日（月）

# 景観計画 改定 スケジュール

年度	令和6年度		令和7年度				令和8年度
月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月
改定作業	12月議会報告 (検討着手)	3月議会報告 (方向性)	6月議会報告 (骨子案)	議会報告 (案)	パブリックコメント 議会適宜報告	策定	
景観審議会		第1回 方向性等	第2回 改定骨子案	第3回 原案	第4回 パブコメ結果・答申		

開催	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	令和7年2月3日	令和7年5月19日	令和7年8月18日	令和7年12月頃
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現計画の概要</li> <li>○現計画の振り返り</li> <li>○景観を取り巻く近年の動向</li> <li>○課題整理等</li> <li>○新計画の方向性 (案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り</li> <li>○改定骨子案</li> </ul>	<b>【説明・意見交換】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り</li> <li>○原案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブコメ結果</li> <li>○新計画案</li> <li>○答申</li> </ul>



# 1. 振り返り

# 2. 原案について



# 1. 振り返り

# 2. 原案について



## 第23回都市景観審議会での主な意見

### 基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・人の営みを景観として見ることが大切
- ・場所や季節、期間によってライトアップを使い分けることが重要
- ・夜間景観を育てていく部分を市としてどう考えていくのかが重要
- ・風致地区や高度地区などの既存の都市計画制度や航空法によって生み出されている福岡の景観を正しく認識しておく必要がある

### 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- ・干潟や河川などの水辺がもう少し表に出てきても良いのではないか
- ・生物多様性という概念も意識した方が良い
- ・風土1000年、景観100年という言葉もある。100年の景観として樹木や近代建築も重要

### 基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・明度の低い黒い建物が多く建ってきている
- ・調和のとれた景観づくりの一環として、色彩ガイドラインの適切な運用となっているが、少し工夫が必要
- ・建物や照明などの色彩は、景観アドバイザー会議の専門家意見を踏まえてある程度コントロールできるのでは
- ・福岡市全体に対して厳しい規制となると福岡市の元気が落ちていく。地区ごとに明確にした方が良い



## 第23回都市景観審議会での主な意見

### 基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・舞鶴公園について、重層的な歴史的景観を大切にしたい景観づくりを目指した方が良い
- ・歴史伝統ゾーンが上乗せなのかは重要
- ・歴史伝統ゾーンにおいて、高い建物が景観が損なわれるのは良くないため、市が大切にしていることを示した方が良い

### 福岡らしい景観

- ・中央公園とアクロスも世界的に評価されている景観である
- ・船乗り込みの様子などのおもてなし文化も重要である
- ・福岡タワーやドームなど百道の風景も福岡市を代表する景観ではないか
- ・セントラルパークのエリアも福岡市を代表する景観ではないか
- ・写真には場所や建物の名称だけでなく、キャプションも含めて記載した方が良い
- ・精神的風土の言葉は少し違うように感じる

### その他

- ・アドトラックは、市街からも流入しているため、都市圏の他の自治体や福岡県と協力し対応することが重要
- ・アドトラックも民間事業であるため、いきなり厳しい規制をするよりも相手方と対話しながら進めた方が良い
- ・4つの基本方向と景観形成方針がどのように関係しているのか整理した方が良い



1. 振り返り

2. 原案について

# 2. 原案について（序章（景観形成の考え方（景観計画の構成）））

## 福岡市都市景観形成基本計画 (S63.3～ 市景観条例に基づき策定)

### 序章

- 1. 基本計画の理念
- 2. 基本計画の目的と位置づけ
- 3. 基本計画の構成と内容

### 第1章 総論

- 1. 社会的背景
- 2. 必要性
- 3. 取り組み方
- 4. 都市景観の意味

### 第2章 特性

- 1. 都市形成史の特色
- 2. 骨格的資源
- 3. 福岡らしさを示す景観

### 第3章 計画

- 1. 目標
- 2. 基本方針
- 3. 景観形成将来構想

### 第4章 実践

- 1. 施策の体系
- 2. 推進方策
- 3. 重点地区の選定

## 福岡市景観計画 (H24.3～ 景観法に基づき策定) (H28.3～ 歴史・伝統ゾーンの追加による改定)

### 序章 景観形成の考え方

- 1. 景観計画の位置づけ
- 2. 景観形成の考え方

### 第1章 景観計画区域

### 第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 1. 景観形成の基本方針
- 2. 地域特性を活かした景観形成方針

### 第3章 大規模建築物等に関する事項

- 1. 届出対象行為
- 2. 大規模建築物等に関する行為の制限
- 3. 色彩に関する景観形成基準

### 第4章 都市景観形成地区に関する事項

- 1. 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針
- 2. 届出対象行為
- 3. 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

### 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

- 1. 景観重要建造物
- 2. 景観重要樹木

### 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

### 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

## 新たな「福岡市景観計画」の構成

基本計画からの移行項目  
景観計画からの移行項目  
新たな項目

### 序章 景観形成の考え方

#### 1. 基本的事項

- (1) はじめに(景観計画の構成)
- (2) 位置づけ(第10次福岡市基本計画等の上位計画との連携を図る)
- (3) 目標年次(第10次福岡市基本計画とあわせ、令和16(2034)年度とする)

#### 2. 理念と目標像

- (1) 福岡市総合計画(景観に関連する部分)
- (2) 福岡市の景観特性(都市形成史の特色、福岡らしさを示す景観)
- (3) 理念と目標像(都市景観は、市民の共有財産である など)

#### 3. 基本方向

- (1) 基本方向と**主な施策**(目標像を実現するため、4つの基本方向を示す)
- (2) **成果指標**

### 第1章 景観計画区域

- 1. 景観計画区域
- 2. 景観形成の構成

### 第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 1. 景観計画区域のゾーン区分
- 2. ゾーン毎の景観特性と景観形成方針

### 第3章 大規模建築物等に関する事項

- 1. 届出対象行為
- 2. 大規模建築物等に関する行為の制限
- 3. 色彩に関する景観形成基準

### 第4章 都市景観形成地区に関する事項

- 1. 都市景観形成地区の指定の考え方
- 2. 都市景観形成地区指定までの流れ
- 3. 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限
- 4. 届出対象行為

### 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

- 1. 景観重要建造物
- 2. 景観重要樹木

### 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

### 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 第8章 景観形成における推進方策

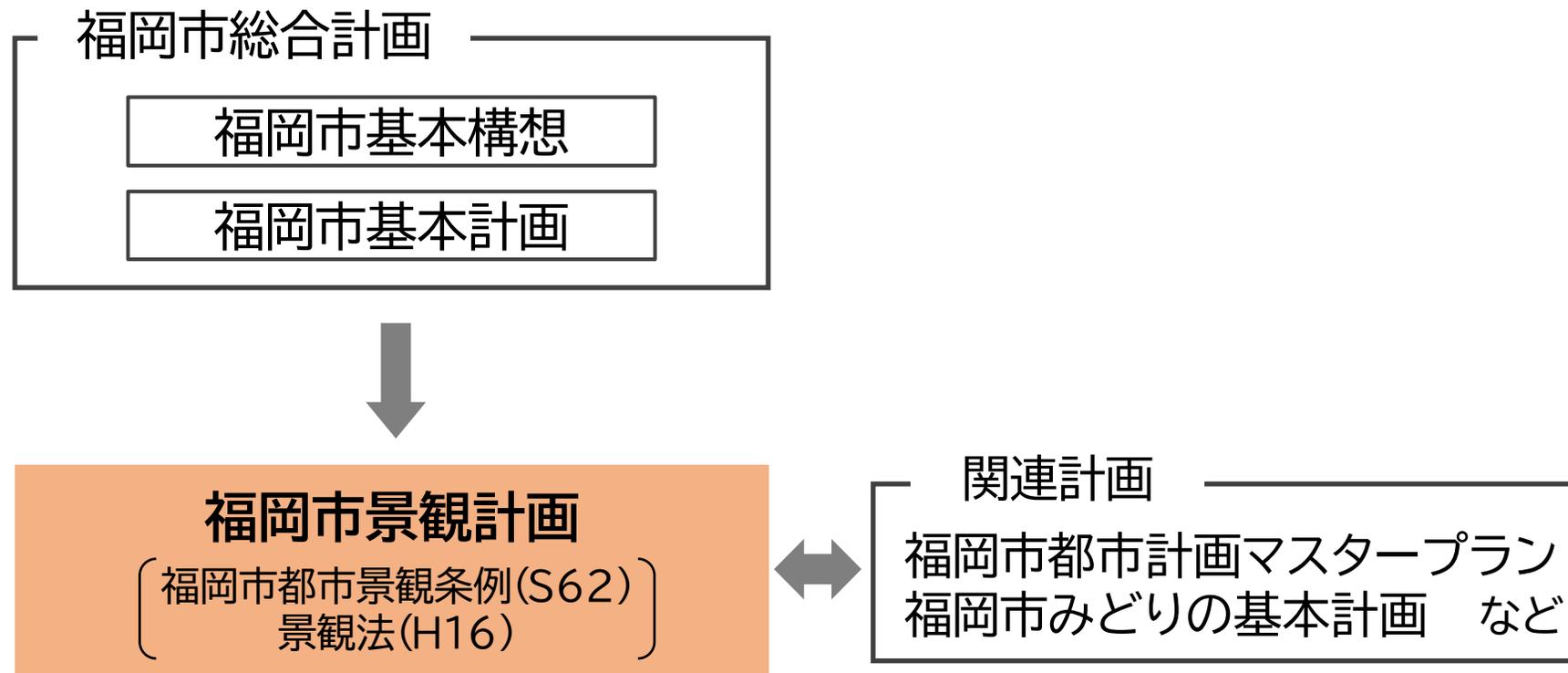
- 1. **市民・事業者・行政の役割**
- 2. **推進体制**

## 2. 原案について（序章（景観形成の考え方（基本的事項）））

### ■ 福岡市景観計画

- 上位計画である「福岡市基本計画」や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための景観形成の基本的な理念や目標像を示すとともに、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すもの。

### ■ 位置づけ



### ■ 目標年次

- 2034年度（令和16年度）（上位計画である第10次福岡市基本計画と同じ）。



## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(理念と目標像)))

### ■ 福岡市の景観特性 (都市形成史の特色)

#### ○海と共に栄えたきた都市

福岡のまちは、古来、大陸との交流拠点として誕生しました。それを支えていた博多の港は、日本三津の一つに数えられ、恵まれた天然の良港でした。

(中略)

博多港は、開港後100年以上を経た今日も、アジア・世界をつなぐ国際拠点港としてますます発展しています。

#### ○二都市の融合

福岡市は、「福博のまち」と呼ばれるように、福岡部と博多部が融合して成立し、それらは今も市の中心となっています。

(中略)

このように福岡市は、独自の歴史・伝統・文化をもった都市であり、この福岡部、博多部の双子都市ならではの個性を尊重し、生かしながらまちづくりを進めていく必要があります。

#### ○自然と調和した都市

福岡のまちは、弥生時代からいち早く農耕文化が栄えた沖積平野にひらけており、起伏の少ない地形の中で、油山などが連なる脊振山地や立花山が市街地の背景として位置し、市街地や近郊の緑地が、都市形成の過程を通じてうまく活用され、都市に潤いをもたらしています。

(中略)

市域周辺部の山地などでは、標高が概ね80m以上の区域について、原則的に開発区域に含めないこととしており、樹林地など都市の貴重な自然環境の保全が図られ豊かな自然を感じることができます。

また、都市計画法に基づいた建物の規模や高さの制限を伴う制度として、都市の中の樹林地や水面などの自然的景観を維持し、都市と自然が調和した環境をつくることを目的とした風致地区や、市街地環境の維持などを目的とした高度地区などを設定するとともに、都心部に空港が近接している地理的特性から、市街地の広範囲に航空法による高さ制限が定められています。高い建物を建てることが出来ないため、土地の敷地を最大限活用し、統一感のある街並みを形成しています。



国宝 金印「漢委奴国王」／福岡市博物館蔵



国指定史跡 元寇防塁 (生の松原)



正保福博惣図／1646年／福岡市博物館蔵



福岡・博多鳥瞰図／1887年／九州大学附属図書館蔵

## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(理念と目標像)))

### ■ 福岡市の景観特性 (福岡らしさを示す景観)

○博多湾と脊振山系に代表される豊かな自然景観や、充実した都市機能による活気と賑わいのある都市景観、さらには大陸との交流の歴史や博多祇園山笠に代表される伝統文化に根差した歴史景観など、多様な景観が市の魅力を形づくっている。

#### 都心部



#### 一般市街地 (中・高密度住宅地、低密度住宅地等)



#### 山の辺・田園 (山地・丘りょう地・農地等)



#### 海浜 (水辺)



#### 港湾 (流通・工業地)



#### 歴史・伝統



#### 営みと場が織りなす情景

●祭り・伝統行事などの特別な場、買い物・遊びなどの日常行動の場、そこに息づく人の営みが地域コミュニティ等を映しだす味わい深い情景となり、これらは、福岡らしい景観づくりを支える重要な役割を担っています。



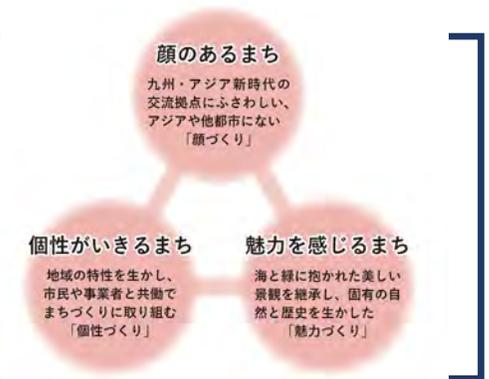
## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

### 景観形成の理念

- 理念1 都市景観は、市民の共有財産である
- 理念2 市民参加による都市景観の形成
- 理念3 長期的な視点を持つ
- 理念4 地域性、個性を生かす

### 景観形成の目標像

- 顔のあるまち
- 個性がいきるまち
- 魅力を感じるまち



### 景観形成の基本方向



#### 基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 方針1 風格や潤いのある景観づくり
- 方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



#### 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 方針1 豊かな自然を感じる景観づくり
- 方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



#### 基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 方針1 個性を生かした景観づくり
- 方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



#### 基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり
- 方針2 歴史資源を生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(基本方向)))

### 基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

#### 方針1 風格や潤いのある景観づくり

- ◆アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした都市機能の集積や身近に感じることのできる豊かな自然など、本市の特性を生かし、交流拠点都市にふさわしい風格や賑わい、潤いのある景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 景観上重要な建築物等の景観誘導
  - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 景観重要公共施設の指定
- 魅力的で秩序ある広告景観づくり
  - ・屋外広告物のデザイン審査（バスシェルター、ラッピングバス、バナー など）
  - ・屋外広告物の適正化（無許可広告物や路上違反広告物の是正指導など）
- 都市計画制度などを活用した景観誘導



屋外広告物（デザイン審査）



街路樹イルミネーション（博多駅）

#### 方針2 賑わいや界索性などを感じられる景観づくり

- ◆都心部では、商業・業務・文化施設などが集積する拠点やそれらをつなぐ回遊軸において、市民や来訪者が歩いて楽しめる賑わいや界索性などを感じられる景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導
  - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 公共空間における良好な景観の誘導
  - ・わかりやすい案内サインの検討・促進
  - ・街路樹イルミネーション

#### 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント団体などの地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（視点：風格や賑わい、潤いのある景観の形成）
- エリアマネジメント団体との共働



都市景観形成地区  
（はかた駅前通り地区）

## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(基本方向)))

### 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

#### 方針1 豊かな自然を感じる景観づくり

- ◆ 海や空からの景観に配慮し、博多湾ややまなみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保するほか、道路の美化化や無電柱化など公共空間の景観整備などにより、豊かな自然を感じる景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- 博多港における良好な景観の形成
  - ・ 博多港景観形成指針の運用
  - ・ 景観形成ガイドラインの運用（アイランドシティ等）
- 公共空間の景観整備
  - ・ 道路の美化化や無電柱化



公共空間の景観整備（北崎）

#### 方針2 質の高いブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり

- ◆ 公園や街路樹等のみどりは、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素であるため、公共施設及び民有地の花や緑をさらに創り、みどりによる魅力的な景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
  - ・ 届出の機会をとらえた助言・指導
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
  - ・ 専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 花や緑による良好な景観の形成
- 水辺を生かしたまちづくり



水辺を生かしたまちづくり  
（水上公園）

#### 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆ 花や緑、水辺などの豊かな自然を守り、新たに創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じることができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）  
（視点：豊かな自然を感じるみどりを生かした景観の形成）



都市景観形成地区  
（アイランドシティ地区）

## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(基本方向)))

### 基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

#### 方針1 個性を生かした景観づくり

- ◆ 計画的なまちづくりが進められる地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）  
（視点：地域の個性を生かした景観の形成）
- 地区計画の策定
- 地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）の策定



都市景観形成地区  
(香椎副都心(千早)地区)

#### 方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり

- ◆ 都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
  - ・ 届出の機会をとらえた助言・指導
- 多様化するニーズなどに対応した景観誘導
  - ・ デザインガイドライン、色彩ガイドラインの適切な運用
  - ・ 専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）（再掲）
  - ・ 新たな広告媒体等に対応した景観誘導の検討



S N S等を活用した情報発信

#### 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆ 市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 景観意識の啓発
  - ・ 都市景観賞を中心とした意識高揚事業
  - ・ S N S等を活用した情報発信
  - ・ 景観教育（出前講座など）
- 地域主体の景観づくり
  - ・ 景観づくり地域団体の認定・活動助成
  - ・ 市民ボランティアと連携した路上違反広告物対策
  - ・ 景観協定

## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(基本方向)))

### 基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

#### 方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

- ◆ 神社仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進める。

##### <主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
  - ・ 届出の機会をとらえた助言・指導
- 民間建築物の修景助成
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
  - ・ 専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 都市計画制度などを活用した景観誘導（再掲）



民間建築物の修景助成  
(御供所地区)

#### 方針2 歴史資源を生かした景観づくり

- ◆ 歴史的な街並みの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 公共空間の景観整備（再掲）
  - ・ 道路の美装化や無電柱化



公共空間の景観整備  
(承天寺通り)

#### 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆ 歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細やかな景観誘導のルールづくりなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

##### <主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
  - （視点：歴史・文化を守り生かす景観の形成）
- 景観意識の啓発
  - ・ 都市景観賞を中心とした意識高揚事業（再掲）
  - ・ 博多旧市街ライトアップウォーク
  - ・ SNS等を活用した情報発信（再掲）



都市景観形成地区  
(筥崎宮地区)

## 2. 原案について(序章(景観形成の考え方(成果指標)))

### ■ 成果指標

- 本計画に基づく取組みの達成状況を確認するための指標として、分かりやすく容易に収集が可能と考えられる成果指標を設定する。

#### 基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

成果指標	現状値	目標値(R16年度)
建築物や広告物の調和がとれた街並みであると感じている市民の割合	68.3% (R7年度)	75.0%
都市景観アドバイザー会議等で建築意匠や緑化等の助言・指導を受けて建てられた建築物の数	217件 (R6年度)	310件

#### 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

都心部の花やみどりが豊かであると感じている市民の割合	52.8% (R6年度)	75.0%
公共公益施設、民有地のみどりの面積	1,924㎡ (R6年度)	1,994㎡

#### 基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

景観に関する関心度	83.9% (R7年度)	望ましい方向性 +
都市景観形成地区の指定地区数	9地区 (R6年度)	11地区

#### 基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

歴史的財産を生かした街並みであると感じている市民の割合	82.3% (R7年度)	90.0%
歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数	196件 (R6年度)	410件



## 2. 原案について (第1章 景観計画区域)

### ■ 第1章 景観計画区域

「景観法 第8条 第2項 第1号」

○本計画の対象区域（景観計画区域）は市内全域とする。

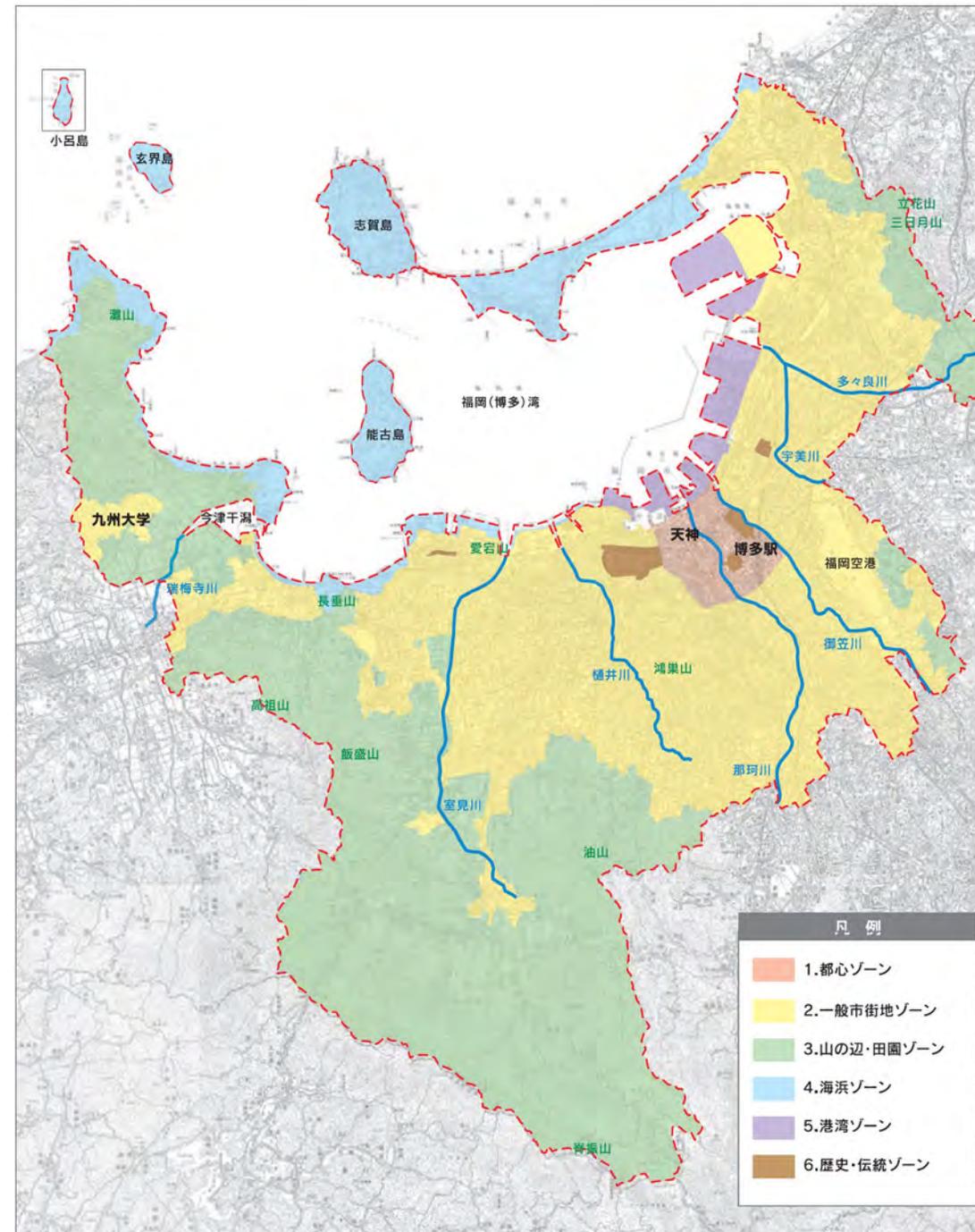


## 2. 原案について (第2章 良好な景観の形成に関する方針)

### ■ 第2章 良好な景観形成に関する方針

### «景観法 第8条 第3項»

- 景観計画区域を地域特性に応じ6つのゾーンに区分し、景観形成の基本方向を踏まえ、それぞれの特性を生かした方針(景観形成方針)を定める。



## 2. 原案について（第2章 良好な景観の形成に関する方針）

### 景観形成方針

#### 1) 都心ゾーン



- 景観特性**
- ◆ 都心ゾーンの中心部には、都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り、国体道路）や那珂川、博多川が流れています。
  - ◆ 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様な街並みや賑わいの場所が形成されています。川沿いは都心にあって水辺や風を感じることでできる貴重な空間であり、福岡を代表する景観の一つになっています。
  - ◆ 天神、博多駅周辺において、様々な交流を支える交通結節機能を有しています。
  - ◆ 都心部には、東西に御供所地区と福岡城址（舞鶴公園）という福岡市を代表する歴史的環境地区が存在します。
  - ◆ 各メインストリートは、建物壁面線や歩行者空間の設えなど、統一感のある街並みになっています。

- 景観形成方針**
- ◆ 都心ゾーンは交通結節機能を有していることを背景に、都市機能が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡市の顔となるような街並みの形成に努めます。
  - ◆ 櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
  - ◆ 西中洲地区では地域主体で情緒ある路地空間づくりに向けた景観誘導を行います。
  - ◆ 須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、市民や来訪者が楽しめる花と緑豊かな空間を創出し、賑わいのある都市景観の形成に努めます。
  - ◆ 都心の多様な景観要素を結ぶ通りや広場をはじめとする都心空間の魅力向上を図るため、パブリックアートやウォールアートなど様々なアートの設置を促進するなど、彩りある景観づくりに努めます。
  - ◆ 建築物等の計画を行う際は、広場などのオープンスペースを活用し、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある空間演出を促進し、魅力的な景観づくりに努めます。

#### 2) 一般市街地ゾーン



- 景観特性**
- ◆ 東部（香椎・千早）、西部（西新・藤崎・シーサイドももち）、南部（大橋）の広域拠点では、交通結節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を超えた広範な生活圏域の中心として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能の集積が図られています。
  - ◆ 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
  - ◆ 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線に立地する建築物は、高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
  - ◆ 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

- 景観形成方針**
- ◆ 市内各所の公園緑地において、市民や企業などの多様な主体と共働し、まちに彩りと潤いを与え、賑わいや憩いを創出する、花と緑豊かなまちづくりに努めます。
  - ◆ 多々良川、那珂川、室見川など、街中を流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
  - ◆ 広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。
  - ◆ 九州大学箱崎キャンパス跡地などでは、周辺との調和と一体的なまちづくりに向け、統一感ある街並みの形成に努めます。
  - ◆ その他の地区では、歴史資源の活用、花と緑やアートによる彩ある豊かな景観づくりに努めます。
  - ◆ 建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺の街並みに調和した景観づくりに努めます。

## 2. 原案について（第2章 良好な景観の形成に関する方針）

### 景観形成方針

#### 3) 山の辺・田園ゾーン



- 景観特性** ◆ 福岡市西部に広がる田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、伸びやかな田園景観が広がっています。
- ◆ 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的なみどりとなって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- ◆ 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

- 景観形成方針** ◆ 背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
- ◆ 歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を生かした景観づくりに努めます。
- ◆ レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

#### 4. 海浜ゾーン



- 景観特性** ◆ 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などのみどりが大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- ◆ 生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じる事ができる貴重な海岸線となっています。
- ◆ シーサイドももち、北崎、志賀島、小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

- 景観形成方針** ◆ 博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ◆ 市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ◆ 良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ◆ レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

#### 5) 港湾ゾーン



- 景観特性** ◆ 中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント地区）には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、国内外の人々が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- ◆ 須崎ふ頭、東浜ふ頭、箱崎ふ頭は、物流倉庫や資材置場などが集積し、みなとらしい街並みになっています。
- ◆ 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際コンテナ港らしい湾岸景観を構成しています。

- 景観形成方針** ◆ 博多湾の自然環境と調和した美しいみなとづくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ◆ 中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント地区）においては、海辺を生かしたにぎわいや憩いの空間の創出など、市民や来訪者が楽しめる魅力ある景観づくりに努めます。
- ◆ アイランドシティや香椎パークポート地区においては、調和ある良好な港湾環境の創出や港の躍動感の演出を図るため、周辺と調和した建築物等の色彩計画や、緑化等による景観づくりに努めます。

#### 6) 歴史・伝統ゾーン



- 景観特性** ◆ 御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の町家など、歴史的な街並みを残しています。
- ◆ 住吉神社は、住吉造という古い建築形式の佇まいを現代に残しています。
- ◆ 舞鶴公園・大濠公園地区では、両公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想により、一体感のある緑地空間づくり、重層的な歴史資源を生かした空間づくりなどが進められています。
- ◆ 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

- 景観形成方針** ◆ 歴史資源である神社や仏閣などを核とし、建築物の高さや形態・意匠などの景観誘導を行いながら、視点場からの見え方や周辺の通りなども含めて歴史や伝統を生かした魅力ある景観形成に努めます。
- ◆ 舞鶴公園・大濠公園地区では、みどりと歴史資源を生かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。



## 2. 原案について（第3章 大規模建築物等に関する事項）

### ■ 第3章 大規模建築物等に関する事項 大規模建築物等に関する行為の制限（ゾーン別）

#### 1) 都心ゾーン

対象	行為の制限
形態・意匠	1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等による街並みの賑わいの演出に努める。 2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後の街並みの賑わいづくりに努める。 3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	1. パブリックスペースにおいて、賑わいを感じる照明計画とする。
屋外広告物	1. 可能な限り低層部に集約し、街並みの賑わい形成に配慮する。

#### 2) 一般市街地ゾーン

対象	行為の制限
形態・意匠	1. 街並みの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
外構	1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

#### 3) 山の辺・田園ゾーン

対象	行為の制限
形態・意匠	1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
外構	1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

### ≪景観法 第8条 第2項 第2号≫

#### 4) 海浜ゾーン

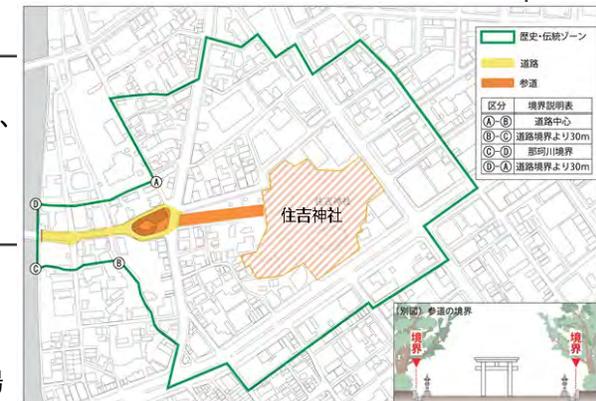
対象	行為の制限
規模・配置	1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

#### 5) 港湾ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

#### 6) 歴史・伝統ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1. 歴史資源や周辺の街並み、視点場等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 歴史資源や周辺の街並みと調和するものとする。
外構	1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺の街並みに調和するものとする。
夜間景観	1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。



：視点場

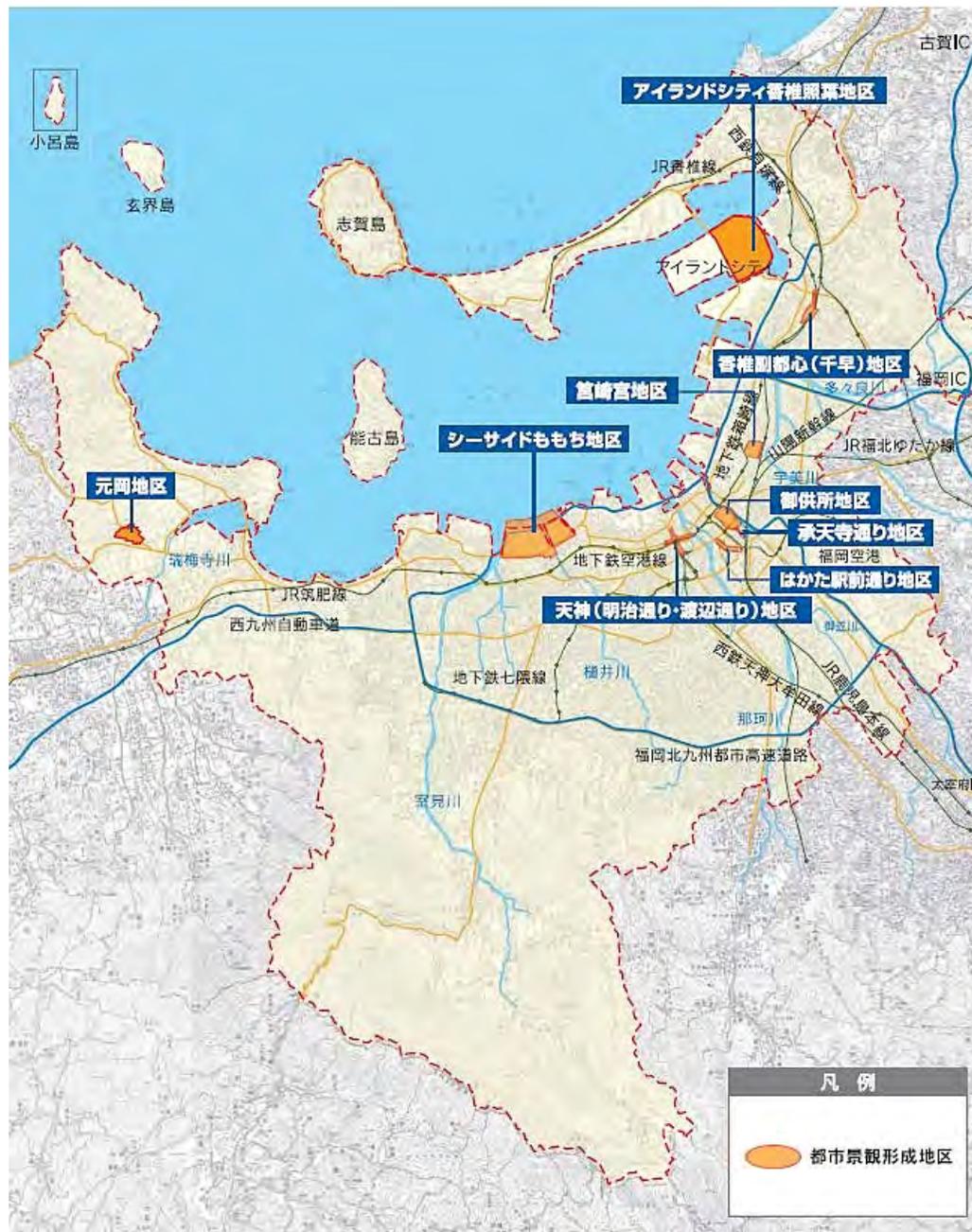
## 2. 原案について（第4章 都市景観形成地区に関する事項）

### ■ 第4章 都市景観形成地区に関する事項

### «福岡市 都市景観条例 第10条 第2項»

- 良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区等について、都市景観形成地区に指定することで、景観づくりの方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず新築、増築等を届け出対象行為とし、建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

#### 都市景観形成地区（実績）



地区名	指定面積／ 指定年月日	概要
シーサイドももち地区	約 185.6ha ／ H8. 4. 25	昭和 57 年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21 世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区
御供所地区	約 28.0ha ／ (当初) H10.11.30 (変更) H23. 5. 26	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区
天神(明治通り・渡辺通り)地区	約 15.7ha ／ H12. 3. 2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区
香椎副都心(千早)地区	約 17.6ha ／ H17. 4. 25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成 5 年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区
アイランドシティ香椎照葉地区	約 191.8ha ／ (当初) H23. 3. 3 (変更) R 5. 10.12	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区
元岡地区	約 18.3ha ／ H23. 3. 3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区
はかた駅前通り地区	約 7.0ha ／ H23. 7. 28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区
承天寺通り地区	約 2.6ha ／ R02. 3. 30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化を醸し出すまちなみの形成を図る地区
宮崎宮地区	約 18.7ha ／ R06. 3. 28	宮崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみの形成を図る地区

### ■ 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

「景観法 第8条 第2項 第3号」

#### ・景観重要建造物

- 地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物に指定することができることから、指定方針を定める。

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的评价が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的価値のあるもの。</li> <li>・建築後50年以上経過しているもの。</li> </ul>
②景観的评价	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な景観形成に寄与しているもの( 周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的街並みの連続性に寄与しているもの等)。</li> <li>・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。</li> <li>・地域住民等に親しまれているもの。</li> <li>・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。</li> <li>・地域の主要な回遊路に面しているもの。</li> <li>・アイストップ的な場所に位置しているもの。</li> </ul>

※ただし、文化財保護法に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

#### ・景観重要樹木

- 長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、地域にとって重要な樹木であり、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木に指定することができることから、指定方針を定める。

景観重要樹木の指定方針
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの
(1) 樹形や樹高等美観が優れているもの
(2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
(3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの
(4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

※ただし、文化財保護法に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

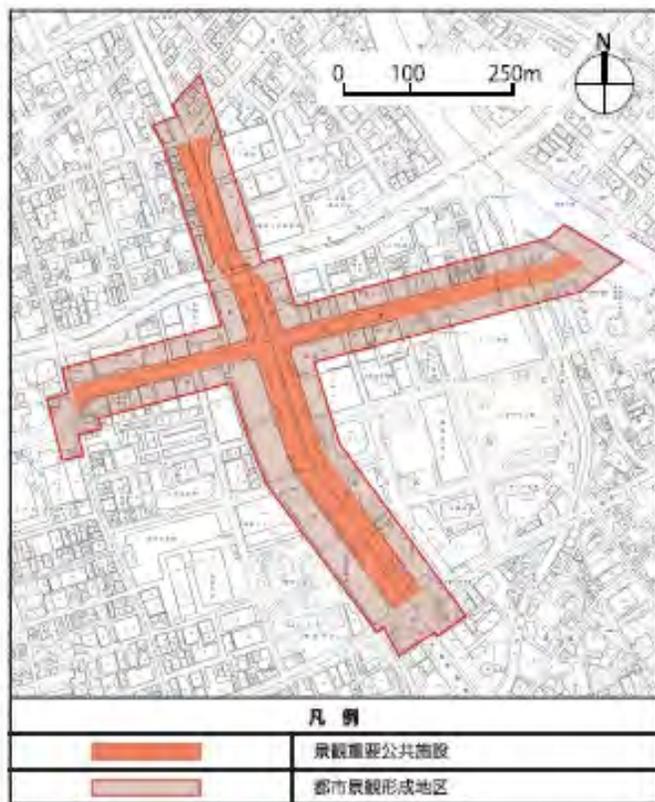
## 2. 原案について（第6章～第7章）

### ■ 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項 ‹‹景観法 第8条 第2項 第4号ロハ››

- 都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定める。

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等)
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く)	・市の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等) ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設(道路、公園、河川等)

#### 指定区域(明治通り・渡辺通り)



#### 道路の整備に関する事項

- 1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。  
視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、街並みを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行者空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5) 公共空間に設置するサインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限りデザインの統一化を図る。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。

### ■ 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

#### ‹‹景観法 第8条 第2項 第4号イ››

- 屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を福岡市屋外広告物条例に定める。

### ■ 第8章 景観形成における推進方策

- 市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にすることで市民との共働による景観づくりを進めるとともに、推進体制や本計画の運用などを示し、福岡らしい都市景観の形成に向けて取り組んで行く。

#### 市民・事業者・行政の役割

市民の役割	市民や市民団体などは、日常生活や地域活動を通じて都市景観づくりに参加し、地域全体で美しい街並みを守り育てる意識を持つことで、都市景観の形成に積極的に寄与するものとします。また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
事業者の役割	事業者は、市民と同様に、地域社会の一員として、都市景観の形成に積極的に寄与するものとし、計画段階から都市景観への配慮を行うよう努めるものとします。 また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
市の役割	市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を実施し、実施にあたっては市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとし、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めます。 また、市民及び事業者の都市景観に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、必要な措置を講じます。

#### 推進体制

関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を聴取する都市景観審議会、指導・助言を行う都市景観アドバイザー制度等を活用しながら進めていく。

#### 景観計画の運用・施策の見直し

土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に関わる技術革新など、良好な景観の形成に関する環境の変化を踏まえ、適宜内容を検討し、必要に応じて施策の見直し検討などを行うものとする。施策の見直し等にあたっては、都市景観審議会の意見を聴きながら、計画の評価を行うPDCAのサイクルに基づき行う。

